

## 【概要】米国情報収集要求(ICR)の基本プロセス

### ◆ここがポイント◆

ICRは単なる事務手続きではなく、将来の規制強化や報告義務変更の前兆となる場合があります。特に有害物質規制法(TSCA)や国家有害大気汚染物質排出基準(NESHAP)関連ICRでは、企業負担や対象範囲の変化に注意が必要です。

- ✓ 米国環境保護庁(EPA)などの連邦機関は政策判断等のために情報収集案を連邦官報で公表し、国民・企業から意見募集する。
- ✓ 行政管理予算局(OMB)が必要性や負担の妥当性を審査し、承認する。
- ✓ 承認後に情報要求が実施され、有効期限(通常3年)ごとに更新が必要となる。

### 【背景】

NITE ケミマガでは度々、米国 EPA による情報収集要求(Information Collection Request: ICR)の公告記事を掲載しております。例:765号 米国環境保護庁(US EPA)記事等。

○765号 米国環境保護庁(US EPA)  
化学物質データ報告に関する情報収集要求(ICR)の更新案の通知が官報公示された。意見募集は2026/04/27まで。

米国で情報収集のために各米国連邦機関が行政管理予算局(OMB)に提出するICRは、政策判断等に使用され、ペーパーワーク削減法(Paperwork Reduction Act: PRA)に基づく正式な行政手続きです。以下に、標準的なプロセスを時系列で整理します。

### 【詳細】

## 米国情報収集要求(ICR)の基本プロセス

### 1. ICR 制度の位置づけ

情報収集要求(Information Collection Request: ICR)は、米国連邦機関が企業や市民から情報を収集する際に必要となる手続きであり、ペーパーワーク削減法(Paperwork Reduction Act: PRA)に基づき、行政管理予算局(OMB)の承認を受けることが義務付けられています。

### 2. ICR 作成(行政機関内)

米国環境保護庁(EPA)などの連邦機関は、収集する情報の内容、法的根拠、対象者、報告頻度、企業負担などを整理し、ICR案を作成します。

### 3. 60 日間意見募集

作成した ICR 案は連邦官報(Federal Register)に掲載され、60 日間の意見募集が行われます。企業や業界団体は、情報収集の必要性や負担の妥当性について意見を提出できます。

### 4. OMB への正式提出

連邦機関は、寄せられたコメントを踏まえて ICR 案を修正し、OMB に正式提出します。同時に、修正 ICR 案について追加の 30 日間意見募集の段階に進みます。

### 5. 30 日間意見募集(OMB 審査中)

OMB 審査中であることを明示した公告が連邦官報に掲載されます。この段階では、意見は連邦機関だけでなく OMB にも直接提出可能です。

### 6. OMB による審査

OMB は最大 60 日間で、情報収集の必要性、他制度との重複、企業負担の妥当性、簡素化・電子化の可能性などを審査します。

### 7. 承認・OMB Control Number 付与

承認されると OMB Control Number が付与され、ICR は通常 3 年間有効となります。有効な OMB 番号がない情報要求に対して、企業は回答義務を負いません

## 全体フロー(簡易)

連邦機関:ICR 案作成 → 60 日間意見募集(連邦官報) → 連邦機関:修正 → 連邦機関:OMB 提出 → 修正版 ICR についての追加の 30 日間意見募集(連邦官報) → OMB 審査 → 承認・施行、という流れで進行します。

### 【編集者所感】

ICR 承認前後の官報の意見募集が実質的な影響機会となるため、特に米国に工場を持つ日本企業にとっては、環境・労働安全衛生分野のデータ提出義務等、早期の情報把握と対応が重要と考えられる。

### 実務上の重要ポイント

ICR は単なる事務手続きではなく、将来の規制強化や報告義務変更の前兆となる場合があります。特に有害物質規制法(TSCA)や国家有害大気汚染物質排出基準(NESHAP)関連 ICR では、企業負担や対象範囲の変化に注意が必要です。

## 【参考文献】

・EPA 公式:ICR の基礎解説 US EPR ICR Basics:  
<https://www.epa.gov/icr/icr-basics>

---

本文書は、NITE ケミマガ等で配信された情報の中から、国際的に注目されているトピックを取り上げ、概要を紹介しています。

本概要は、公開されている情報を基に編集者がまとめたものであり、最終的なご判断は読者の皆さまにお任せいたします。詳細については必ず情報源をご確認ください。